## 多度津町省エネ家電購入支援臨時補助金交付要綱

令和7年10月7日 要綱第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている町民及び事業者を支援するとともに、ゼロカーボンシティの実現に向け、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的として、省エネ家電を購入する者に対して、予算の範囲内で購入費用の一部を助成する多度津町省エネ家電購入支援臨時補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
  - (1) 個人 第6条第1項に規定する補助金の交付申請時において、住民 基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、多度津町の住民基 本台帳に記録されており、町内にある住宅(共同住宅、店舗付き併用 住宅及び利用の回数が1月に1回以上ある家屋を含む。)に居住する 者
  - (2) 事業者 町内に事業所等を有する法人又は個人事業主(町内に共同 住宅を有する者を含む。)

(補助金の対象品目)

- 第3条 この補助金の対象となる家電製品(以下「省エネ家電」という。)は、 次の各号のいずれかに該当する省エネ家電とし、対象となる省エネ性能につ いては、別表のとおりとする。
  - (1) 家庭用エアコンディショナー(以下「エアコン」という。)
  - (2) 家庭用電気冷蔵庫(以下「冷蔵庫」という。)
  - (3) テレビジョン受信機(以下「テレビ」という。)

(4) LED照明器具(付属のLED電球を含む。ただし、付替え用のLED電球は、対象外とする。)

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当 する個人又は事業者とする。
  - (1) 町税を滞納していないこと。(申請者の同一世帯全員)
  - (2) 個人においては町内の住宅、事業者においては町内の事業所等に新品(未使用であり、かつ、消費者により一度も購入されたことがない ものをいう。)の省エネ家電を設置すること。
  - (3) 省エネ家電の購入及び設置に係る契約の締結、当該契約に基づく費用の支払並びに省エネ家電の設置(以下「購入等の手続」という。)を行う前に補助金の交付決定を受け、かつ、令和8年3月10日までに購入等の手続が行われていること。
  - (4) 個人及び個人事業主にあっては、本人又は本人と同一世帯で生活する者が同一年度内において、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
  - (5) 事業者にあっては、同一年度内において、この要綱による補助金の 交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、 省エネ家電の購入費(本体、設置等の工事に要する経費及び配送料を含む。 (これらに係る消費税及び地方消費税相当額は含まない。))とし、補助金 の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、多 度津町省エネ家電購入支援臨時補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げ る書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入する省エネ家電の見積書(本体購入及び設置に要する経費の内 訳が分かるもの)及び次に掲げる事項が確認できる書類又はその写し ア 製造メーカー名
  - イ 製品名及び型番
- (2) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請は、令和7年11月4日から令和8年2月27日まで を提出期間とする。
- 3 補助金の申請は、同一年度において、1世帯又は1事業者当たり1回限り とし、省エネ家電1台を上限とする。ただし、LED照明器具については、 2台を上限とする。

(交付決定及び通知)

- 第7条 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、 当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、多 度津町省エネ家電購入支援臨時補助金交付決定通知書(様式第2号)により、 補助金を交付すべきでないと認めるときは多度津町省エネ家電購入支援臨時 補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。 (変更等の申請)
- 第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付申請の内容を変更又は中止しようとするときは、多度津町省エネ家電購入支援臨時補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)に第6条第1項各号に掲げる書類のうち申請内容に変更等が生じた書類を添えて町長に提出しなければならない。

(変更等の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を 審査し、交付決定額を変更又は中止することが適当であると認めたときは、 補助金の変更又は中止を決定し、その旨を多度津町省エネ家電購入支援臨時 補助金変更(中止)承認決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 交付決定者は、購入等の手続が完了したときは、多度津町省エネ 家電購入支援臨時補助金実績報告書(様式第6号)を町長に提出しなけれ ばならない。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 省エネ家電購入に要した経費の領収書又はレシートの写し(購入日、 購入店舗名、購入製品名及び型番、購入費用(購入に要する経費の 内訳を含む。)が記載されているもの)
  - (2) 製造メーカー又は購入店舗が発行した省エネ家電の保証書の写し (製造メーカー名、型番等が記載されているもの)
  - (4) 省エネ家電設置後の状況が確認できる写真
  - (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の実績報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、補助金の額を確定すべきものと認めるときは、多度津町省エネ家電購入支援臨時補助金交付額確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第12条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた 後、速やかに、多度津町省エネ家電購入支援臨時補助金交付請求書(様式 第8号)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する請求期間は、令和7年11月4日から令和8年3月10日までとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に 損害が生じても、町はその賠償の責めを負わない。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、多度津町省エネ家電購入 支援臨時補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により交付決定者に通知 するものとする。

(補助金の返還)

- 第14条 町長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、 期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。
- 2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該 補助金を町長に返還しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

- 第15条 交付決定者は、補助金の交付の対象となった財産を適正に使用し、 当該交付決定の日から起算して6年以内に、補助金交付の目的に反して返品、 譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄又は担保に供してはならない。ただし、町 長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。
  - (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外により財産を 処分するとき。
  - (2) その他町長が認めたとき。

(報告の徴収等)

第16条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、随時報告を徴し、又は指導、現地調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
  - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13 条から第16条までの規定については、この要綱の失効後も、なおその効力 を有する。

別表(第3条、第5条関係)

	統一省エネラベル			
補助対象省エネ家電	省 工 柱 能 多 段 階 評 価 点	省エネ基準達成率	補助金の額	補助限度額
エアコン	3 以上			4万円(町外購入 の場合は3万円)
冷蔵庫	3以上	以上 (対象の省 エネ家電に おける最新 の目標年度	分の1以内の額(その額に1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)	3万円(町外購入の場合は2万円)
テレビ	3以上			3万円(町外購入の場合は2万円)
LED 照明器具	4 以上			<ul><li>1台購入の場合は</li><li>1万円(町外購入の場合は5千円)</li><li>2台購入の場合は</li><li>2万円(町外購入の場合は1万円)</li></ul>

- 注1 「統一省エネラベル」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく小売事業者表示制度に基づくものをいう。
- 注2 「町外購入」とは、町外事業者からの購入をいう。